

第 2 回 加 東 市 教 育 委 員 会 次 第

令和 8 年 5 月 2 7 日 (水) 午前 9 時 3 0 分

加東市役所 3 階 3 0 1 会議室

1 開 会

2 教育長挨拶

3 会議録署名委員の指名

4 前回会議録の承認について

5 教育長報告

6 議 題

第 3 号議案 加東市加古川流域滝野歴史民俗資料館の無料開放について

第 4 号議案 東条公民館の臨時休館の件

第 5 号議案 教育長の営利企業等への従事について

第 6 号議案 教育委員会事務局職員の任免の件（非公開）

協議事項 1 学習者用端末購入契約締結について

7 そ の 他

- ・附属機関等委員の委嘱及び任命について
- ・加東市小中学校給食費支援金交付要綱の全部改正について
- ・後援名義の許可について
- ・令和 8 年度認定こども園・保育所等利用状況について
- ・各課主要行事予定・報告

8 閉 会

次回の定例教育委員会

日 時 令和 8 年 6 月 2 3 日 (火) 午後 1 時 3 0 分から (予定)

場 所 加東市役所 3 階 3 0 1 会議室

5月定例教育委員会教育長報告

令和8年5月27日

- 1 花まつり鮎まつり 5月3日(日) 於: 鬨龍灘
- 2 鬼追いおどり 5月5日(火) 於: 朝光寺
- 3 校長会 5月7日(木) 於: 滝野南小学校
- 4 加東市連合婦人会総会 5月9日(土) 於: 社公民館
- 5 加東市親善ソフトボール大会 5月10日(日) 於: 滝野多目的グラウンド
- 6 加東市臨時議会 5月11日(月) 於: 議場
- 7 和歌山県美浜町教委東条学園視察訪問 5月12日(火) 於: 東条学園等
- 8 加東市人権・同和教育研究協議会総会 5月12日(火) 於: 201
- 9 教育委員会訪問(各学校園、給食センター) 5月13日(水)、5月14日(木)
5月22日(金)、5月25日(月)
- 10 加東市高齢者大学開講式 5月15日(金) 於: 地域交流センター
- 11 加東市文化連盟総会 5月16日(土) 於: 社公民館
- 12 加東市子ども会育成連絡協議会総会 5月16日(土) 於: 社公民館
- 13 兵庫県市町村教育委員会連合会総会等 5月18日(月) 於: 三田市郷の音ホール
- 14 加東市いじめ問題対策連絡協議会 5月21日(木) 於: 402
- 15 第1回加東市青少年センター運営協議会 5月21日(木) 於: 402
- 16 第1回加東市青少年問題協議会 5月21日(木) 於: 402
- 17 加東市国際交流協会総会 5月21日(木) 於: 社ビオ
- 18 加東文化振興財団理事会 5月25日(月) 於: やしろ国際学習塾
- 19 定例教育委員会 5月27日(水) 於: 301
- 20 第1回兵庫県都市教育長協議会 5月27日(水) 於: 西宮市役所
- 21 加東市公募美術展実行委員会 5月28日(木) 於: 社公民館
- 22 初任者管外転入者研修 5月29日(金) 於: 501
- 23 東播磨文化団体連合会定期総会 5月30日(土) 於: 嬉野台生涯教育センター
- 24 加東市花と緑のまつり 5月31日(日) 於: ステラパーク

第3号議案

加東市加古川流域滝野歴史民俗資料館の無料開放について

加東市加古川流域滝野歴史民俗資料館条例（平成18年加東市条例第98号）第6条の規定に基づき、下記のとおり承認を求める。

令和8年5月27日提出

加東市教育長 藤 原 路 寛

- 1 内容 加東市加古川流域滝野歴史民俗資料館の無料開放
- 2 期間 令和8年7月9日から15日まで（13日を除く）
- 3 目的 令和8年度「ひょうごプレミアム芸術デー」に参加し、広域的に文化の醸成と集客の向上を図る。

（芸術文化に親しみ、身近に感じられる機会を提供し、県全体で芸術文化施設を楽しむ機運を盛り上げる。）

第4号議案

加東市東条公民館の臨時休館の件

加東市東条公民館を下記の日程で臨時休館することについて、加東市公民館規則第8条第2項の規定により承認を求める。

令和8年5月27日提出

加東市教育長 藤 原 路 寛

1 臨時休館日

東条公民館 令和8年7月7日（火）

2 臨時休館理由 加東市東条福祉センター「とどろき荘」の高架タンク清掃に伴う断水で、東条公民館使用に支障が生じるため

第 5 号議案

教育長の営利企業等への従事について

教育長の営利企業等への従事について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 11 条第 7 項の規定に基づき、加東市教育委員会の許可を求める。

令和 8 年 5 月 27 日提出

加東市教育長 藤 原 路 寛

記

- | | | |
|---|------|---------------------------------------|
| 1 | 従事内容 | 兵庫教育大学研究開発学校運営指導委員会 委員 |
| 2 | 従事場所 | 兵庫教育大学（加東市下久米 ほか） |
| 3 | 従事期間 | 令和 8 年 4 月 1 日 から 令和 10 年 3 月 31 日 まで |
| 4 | 報 酬 | 辞退 |

協議事項 1

学習者用端末購入契約締結について

学習者用端末を購入するにあたり、下記のとおり財産取得に係る契約を締結するため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第29条の規定に基づく意見の申出について、協議願いたく提案する。

令和8年5月27日提出

加東市教育長 藤 原 路 寛

記

- | | | |
|---|--------|---|
| 1 | 購入する財産 | 学習者用端末 1, 250台 |
| 2 | 契約の方法 | 随意契約 |
| 3 | 購入予定金額 | 金68, 475, 000円 |
| 4 | 契約の相手方 | 兵庫県尼崎市下坂部三丁目4番30号
エクシオグループ株式会社 兵庫総合技術センタ内
日本電通株式会社神戸支店
支店長 |
| 5 | 支出予算科目 | 令和8年度加東市一般会計予算
（款）教育費
（項）小学校費
（目）教育振興費 |

協議事項 1 説明資料 1

- 1 購入目的 令和 2 年度に導入した学習者用端末を更新するため。
- 2 納入場所 加東市木梨 1 1 3 4 番地 6 2 (社学園小学校) ほか 3 校
- 3 納入期限 令和 8 年 8 月 3 1 日
- 4 契約内容 学習者用端末 1, 2 5 0 台の購入
(詳細は説明資料 2 の仕様書のとおり)

5 随意契約の理由

国の補助金を活用して学習者用端末を更新するには、兵庫県の共同調達により端末を購入することが条件となり、令和 7 年 1 2 月に兵庫県教育の情報化推進協議会が実施した公立学校情報機器整備事業に係る令和 8 年度兵庫県公立学校における学習者用コンピューター式調達業務 (Chromebook コンバーチブル型) 公募型プロポーザルによる事業者選定により契約の相手方が決定されたことから、契約の性質が競争入札に適さないものであり、地方自治法施行令 (昭和 2 2 年政令第 1 6 号) 第 1 6 7 条の 2 第 1 項第 2 号の規定に該当するため随意契約とする。

6 プロポーザル審査の経過

参加資格審査申請受付期間	令和 7 年 1 0 月 3 1 日から令和 7 年 1 1 月 2 1 日まで
プロポーザル審査年月日	令和 7 年 1 2 月 1 9 日
プロポーザル審査場所	兵庫県教育委員会

7 プロポーザル審査結果

別紙のとおり

公立学校情報機器整備事業に係る令和8年度兵庫県公立学校における学習者用
コンピューター式調達業務（Chromebook コンバーチブル型）公募型プロポーザ
ル審査結果について

兵庫県教育の情報化推進協議会

1 事業名

公立学校情報機器整備事業に係る令和8年度兵庫県公立学校における学習者
用コンピューター式調達業務（Chromebook コンバーチブル型）

2 受注先候補者 日本電通株式会社

3 審査結果 下表のとおり

評価項目	点数	日本電通	A 社	B 社	C 社
1 基本的事項・考え方（技術点）	20 点	18.2	15.8	17.0	18.2
2 提示品の内容（技術点）	45 点	40.0	34.3	37.8	39.3
3 構築・搬入設置（技術点）	70 点	56.3	49.7	52.0	54.5
4 経済性（価格点）	50 点	45.0	45.0	50.0	44.0
5 追加提案（加点）	15 点	12.5	9.8	13.2	11.5
総合評価点	200 点	172.0	154.7	170.0	167.5

協議事項 1 説明資料 2

令和 8 年度 加東市立小中学校学習者用端末購入
仕様書

加東市

令和 8 年度 加東市立小中学校学習者用端末購入 仕様書

1：全般共通事項

購入金額及び端末の仕様については、兵庫県の公立学校情報機器整備事業に係る令和 8 年度兵庫県公立学校における学習者用コンピューター式（Chromebook コンバーチブル型）の共同調達（以下「共同調達」という。）に係る覚書に基づき、別紙の共同調達の仕様書、プロポーザルでの提案内容及びそれに基づいて積算した物品の総額とする。

その他詳細については、本仕様書によるものとする。

1-1 適用範囲

本仕様書は、設計書に適用し、購入端末・納品作業の範囲等を定めるものである。受注者は共同調達での提案内容及び本仕様書に準拠して納品するものとする。

その他、加東市の指示に従い、入念かつ完全に納品するものとする。

1-2 疑義

本仕様書に定めのない事項又は業務の遂行に当たり疑義が生じた場合は、加東市と受注者の協議によりその解決を図るものとする。

2：購入内容

2-1 端末

学習者用端末 1,250 台

3：納品作業

3-1 納品期限

令和 8 年 8 月 31 日（月）までとする。

3-2 納品場所・納品台数

学 校 名	所 在 地	納 品 台 数
社学園小学校	加東市木梨 1134 番地 62	562 台
滝野東小学校	加東市新町 88 番地	353 台
滝野南小学校	加東市高岡 949 番地	70 台
東条学園小中学校（前期課程）	加東市天神 56 番地	265 台

なお、納品時の詳細については別途調整を行う。

4:検査

納品時、加東市は立会検査を実施する。検査に伴う費用は受注者による負担とする。なお、立会検査の詳細については、別途指示する。

5:その他

本契約は加東市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の規定により市議会の議決案件であるため、物品購入契約書により仮契約を締結する。この契約は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 8 号の規定による議会の議決があったとき、地方自治法第 234 条第 5 項に規定する本契約となる。

公立学校情報機器整備事業に係る
令和８年度兵庫県公立学校における
学習者用コンピューター式調達業務
仕様書
(Chromebook コンバーチブル型)

兵庫県教育の情報化推進協議会

I 概要説明

I 概要

(1) 調達目的

義務教育段階における 1 人 1 台端末(学習者用コンピュータ)等を、耐用年数経過による劣化等に伴い、令和 6 年度より 5 年間で兵庫県及び全市町組合(全児童生徒)の更新整備を行う。

※令和 8 年度更新台数等は項(4)、(6)のとおり

(2) 調達方法

企画提案競技(プロポーザル)とし、本仕様にある前提条件と各要件に対する提案書、プレゼンテーション、価格により充足度合いを総合的に評価する。

決定後は自治体ごとに契約を結び、その支払いについては、「購入」または、「リース」で行うものとし、リース期間は、5 年間とする。なお、保守については故意故障、自然故障も含むものとし、保守範囲外のものについては提示すること。

プロポーザル参加者は、「購入」及び「リース」それぞれの価格が明確に分かるように提案書に盛り込むこと。※リースについては、リース契約に加えて、「保守込みリース」での保守料、リース料を記載すること。

(3) 調達範囲

端末(学習者用コンピュータ)、付属品(キーボード・タッチペン)、端末管理機能(MDM)、初期設定作業、各学校への配送が基本調達品となる。

基本調達品については、全てを調達し、公立学校情報機器整備事業費補助金¥55,000(税込)を超えないよう提案すること。

また、応用調達品については、指定の品目の価格(見積)を提示すること。

本業務における調達範囲

区分	項目	調達対象について	
		調達範囲	特記事項(調達範囲に含まない場合の扱い等)
機器等	端末 (学習者用コンピュータ)	基本調達品	仕様書に示すスペック以上のもの
	付属品	基本調達品	キーボード
		基本調達品	タッチペン USI 規格対応及びパームリジェクション機能など操作性向上に寄与するタッチペンであることが好ましい ※ただし各自治体が別途調達の場合は対象外
		基本調達品	AC アダプタ

		応用調達品	保護フィルム
	端末管理機能(MDM)	基本調達品	※ただし各自治体が別途調達の場合は対象外
ソフトウェア	Web フィルタリング	応用調達品	
	ソフトウェア	応用調達品	学習支援ツール等各自治体にとって有益な追加提案がある場合は提案すること。
保証	保証サービス	応用調達品	他のサービスとの組み合わせによって、基本調達品として対応可能とすること。 例:MDM ライセンスを既に保有している場合、保証サービスを基本調達品とするなど。
構築・役務等	初期設定作業	基本調達品	
	各学校への配送	基本調達品	
	保管庫までの納入	応用調達品	
	回収した端末のデータ消去	応用調達品	
	データ消去証明書の発行	応用調達品	

- ※ 提案書の書式は自由。単価・ボリューム価格など、販売形態に応じた提案書及び見積書の作成を行うこと。
- その他の事業者独自の提案については、基本調達品内か、応用調達品かを明確に区分して記載すること。
- ※ 基本調達品において CPU・ストレージ・タッチペン等、仕様書 p5 の 2 に示す「スペック要件」以上の提案や応用調達品の一部を基本調達品の中に含む等、各自治体にとって有益な追加提案を含む場合は加点する。
- ※ 応用調達品については一覧表を提案資料として示すこと。
- ※ 上記の品がすべて採用されるものではない。台数により価格が変わる場合は、それに応じた価格の提示も提案資料に含む。
- ※ 提案する機種のア C アダプタ、タッチペンの追加購入時の単価を記載すること。
- ※それぞれの項目について、(様式 8) 関係書類に提供価格(見積)等を記載すること。
- ※調達台数一覧等及び各自治体の納期については別表のとおりとする。

(4) 納品時期/台数/支払区分 別表のとおり

(5) 構築概要

自治体ごとのネットワーク環境に応じて、以下の作業を行う。

※ただし、各自治体が構築(キッティング)業者を別途希望する場合がある。

- ① 納入機に、地域のルールに従い管理番号を付与、シールの貼付
- ② システムの起動とネットワーク接続の設定
- ③ 標準ソフトウェア・応用調達ソフトウェアのインストール、設定
- ④ 学校への配布作業
- ⑤ MDM との連携設定および端末制御、アプリ配信などの MDM 設定については、各自治体担当者と導入業者で協議し、承認を得た上で設定を実施すること。
※児童・生徒のユーザーアカウントの作成等については要相談
- ⑥ 年次更新マニュアル/接続マニュアル/端末の復旧マニュアルの作成と配布
- ⑦ 障害等が発生した際の対応表の作成と配布
- ⑧ 法令に従い各学校等から旧端末の引き取り廃棄を行うこと。

(6) 基礎データ

① 対象地区(令和7年10月1日現在) ※オプトアウトする自治体は除く

年度	導入地区	整備台数
令和6年度	多可町	524 台 (予備機含む)
令和7年度	尼崎市、明石市、芦屋市、伊丹市、豊岡市 西脇市、宝塚市、三木市、高砂市、川西市 三田市、加西市、養父市、丹波市、朝来市、 淡路市、宍粟市、加東市、たつの市 猪名川町、多可町、市川町、福崎町 神河町、太子町、上郡町、佐用町、香美町 新温泉町、播磨高原広域事務組合、兵庫県	182,704 台 (予備機含む)
令和8年度	西宮市、相生市、赤穂市、小野市、加東市 豊岡市、丹波篠山市、淡路市、兵庫県	17,764 台 (予備機含む)
令和9年度	加東市、淡路市(予定)	
令和10年度	加東市、淡路市(予定)	

※ 本表は、更新端末のOSによる区分は行っていない。

※ 予備機は全体の15%範囲内で、整備年度及び台数は未定(各自治体の判断)

※ 更新年度を複数年で計画しているオプトアウトする自治体が今後、本調達に参加する場合もある。

② 令和8年度更新自治体学校数 ※オプトアウトする自治体は除く

(ア) 公立小学校	125 校
(イ) 公立中学校	43 校
(ウ) 義務教育学校	3 校
(エ) 公立特別支援学校(小学部・中学部)	3 校
(オ) 県立特別支援学校(小学部・中学校)	23 校

③ 本事業調達数

本事業で調達する自治体は令和8年度更新自治体が対象となる。

④ 調達総数(5カ年合算)

学習者用コンピュータ数：242,376 台予定 (予備機含む)

(7) その他

- ① 物品はすべて新品であり、最新機種であること。
- ② リースの場合、5年間の賃貸借期間が満了した際の物品の取扱は、各自治体との協議による。
- ③ 機器類は、1調達につき同一の品であることを基準とする。
- ④ 機器については1年間のメーカー保証をつけること。

2 スペック要件

(1) Chromebook

項 目	要 件
OS	Chrome OS
CPU	MediaTek Kompanio 520 同等以上であること
ストレージ	32GB以上であること
メモリ	4GB以上であること
タッチペン	USI規格対応及びパームリジェクション機能など操作性向上に寄与するタッチペンであることが好ましい ※ただし各自治体が別途調達の場合は対象外
画面	11.6インチ以上、ゴリラガラス等の堅牢性の高いタッチパネルを搭載していること
無線	IEEE 802.11 a/b/g/n/ac/ax以上
形状	コンバーチブル型であること
キーボード	ハードウェアキーボード
カメラ機能	インカメラ：92万画素、アウトカメラ：500万画素以上有していること
音声接続端子	マイクロホン/ヘッドホン・ジャック×1以上有していること
外部接続端子	USB 3.2 Gen1 Type-C (PD対応)×1以上 USB 3.2 Gen 1 Type-A×1以上
バッテリー稼働時間	10時間以上
重さ	1.4kg未満
堅牢性	MIL-STD-810H準拠のテストを15項目以上クリアしていること
端末管理機能	以下の設定をネットワークを介して行うための端末管理機能(MDM)を有していること ・ 端末の機能制御設定 ・ 接続先ネットワークの制御 ・ 紛失・盗難時のセキュリティ設定(強制ロック、強制ワイプなど) (参考品) Google製 Google GIGA License
その他	1 端末を適切に運用するため以下の機能を有していること (1) 端末の稼働状況を把握できる機能 (2) 適切なセキュリティ対策としての以下の機能 ・ マルウェアから端末を保護する機能 ・ ストレージにデータを暗号化して保存する機能(必要に応じて利用可能であればよい) 2 OSメーカー(端末のOSと異なるものでもよい)が標準的に提供する教科横断的に活用できるソフトウェアを学習用ツールとして整備すること。

3 提案書の要件

- (1) 会社概要
- (2) 企画提案書※提案機器の詳細/アピールポイント/ソフトウェアの提案
- (3) 構築や納入の体制及びスケジュール/構築・運用時のサポート内容(年次更新マニュアルの作成等)
- (4) 機器・ソフトウェア・構築/役務の価格(見積)

Ⅱ 構築に係る具体的な要件

Ⅰ 設計業務

(1) MDM 設計

- ・ 各自治体の要求に合わせた MDM 新規構築(または既存 MDM の設定変更)
- ・ 今回調達する端末を既存端末と同様の環境で使えるようにするために、MDM において既存環境から設定変更する必要がある場合は、各自治体及び既存の運用保守業者も含めた 3 者で協議の上、決定し実施すること。設定変更後、各自治体及び既存の運用保守業者への引継ぎを行うこと。

(2) 施工業務

- ① Wi-Fi 及びインターネットの接続確認
- ② 端末の初期設定、キッティング(ホスト名の設定、テプラ貼り付け、アプリインストール確認等)
- ③ 学習 e ポータル(まなびポケット、L-gate、Qubena、実証用 e-ポータル等)の設定
※ 設定作業は基本調達と応用調達で費用が明確に区分できるようにすること
- ④ 各学校までの配送、旧端末の廃棄
- ⑤ 納品時に発生する廃材(段ボール、緩衝材等)の廃棄
- ⑥ 管理・運用・アカウントの維持に当たっての実施手順の設計
- ⑦ トラブルに備えた事業継続性の提案
- ⑧ ネットワーク接続(MDM 登録作業)
- ⑨ 施工管理(実施工程表、施工計画書の作成、進捗報告)
- ⑩ 総合運用試験(構築した環境での総合的な運用試験)

※ なお、各学校での作業時間は原則開校日の 8 時 30 分～17 時 00 分とし、納品時に発生する廃材(段ボール、緩衝材等)の廃棄等もこの時間内に実施することとする。具体的なスケジュールや手順書を予め提出し、納入予定の各自治体の了解を得ること。

※ 検証端末(ひな型)の作成を実施し、起動・動作確認・無線接続については、各自治体が指定する場所で確認を実施すること。

※ 施工業務の詳細については、各自治体及び既存の運用保守業者も含めた 3 者で協議の上、決定し実施すること。

(3) 保守業務 ※応用提案

① 廃棄端末のデータ消去

廃棄端末のデータ消去を行い、証明書を発行することとし、1 台あたりのデータ消去費用を提示すること。

なお、学校単位、端末台数等でボリュームディスカウントがあり費用が異なる場合はそれも含め提示すること

② ハードウェア保守

ハードウェア保守費を提示するとともに、具体的な保守内容を提示すること。

なお、ハードウェア保守は、センドバック方式も可とするが、修理費用、配送費用、

出張旅費等も含むこと。

③ ハードウェア修繕

学習者用コンピュータで発生頻度が多いと思われる以下の項目についてそれぞれについて費用を提示すること

ヒンジ破損、システムボード交換、カメラ破損、液晶パネル交換、バッテリー交換
なお、送料や検査料が別途必要な場合、それも含めること

また、見積のみで費用が発生する場合はその費用も明記すること

(4) ネットワーク要件

① 設置場所 既設のネットワークに接続することを基本とする。

② アドレス体系

IPv4およびIPv6(ULA)にて、各自治体単位で一意的なIPアドレス設計とする

③ 論理構成

各学校に設置するためのIPアドレス体系の設計については、各自治体の承認を必要とする。機器設置を含めた関係機関との調整及び打合せが必要となるため、打合せ会の出席及び必要な資料の準備を行うこと。

Ⅲ サービス要件

1 サービス要件について

- (1) 運用開始年度については、試行運用向けに操作研修や、本番運用後に各自治体からの集合研修等の参加希望がある場合は、それらの要望に応じること。
- (2) MDMの管理助言を行うこと。
- (3) 納品時、教育委員会・各学校へホスト名・シリアル番号を記載した機器一覧表を提出すること。

2 運用要件

- (1) 本仕様書に何らかの疑義が生じた場合や、本仕様書に記載のない事項は、兵庫県教育の情報化推進協議会事務局（兵庫県教育委員会教育企画課教育情報班）、納入予定の各自治体及び受託事業者が別途協議の上、決定するものとする。
- (2) 設定のタイミングで、最新のセキュリティパッチ適用との予防保守を実施すること。
- (3) 各自治体の依頼に応じて、学校が解決困難なトラブルなどに対して、依頼がある場合はMDM設定等の支援を行うこと。
- (4) 今回の導入端末のセキュリティインシデントについても、各自治体の相談にできる限り応じること。
- (5) 運用課題や問題点等に対する改善策があれば助言をすること。
- (6) 導入、構築を請け負った範囲に関して、障害が発生した場合は、必要に応じMDM設定等を実施すること。
- (7) 導入機器およびMDM設計にかかわる障害発生時は、受託業者の責任として、導入の各自治体や学校現場の教職員への負担をかけずに最後まで対応すること。なお、

障害対応結果は、書面にて報告書を導入した各自治体に提出すること。

- (1) 対応時間は開校日の 8 時 30 分～17 時 00 分とする。(時間については、別途各自治体と協議を行うこと)

- (8) 受託事業者は、各自治体に対し、次期更新時に必要なデータ及び情報を全て引き渡すこと。引き渡すデータについては、各自治体担当者と協議すること。

- (9) 納入機器については次期入替えまで修理対応を行うこと。

※無償での対応を希望するものではなく、修理費用・出張旅費は納入自治体との協議とする。

3 会議・打合せ等への出席について

導入自治体の依頼に応じて、障害報告や事後対策会議等の打合せに参加すること。また導入自治体が必要と判断した会議・打合せについても参加すること。この、会議費や出張旅費は請求しないこと。

IV その他の要件

1 導入要件全般

本事業で取り扱う情報資産の機密性・完全性・可用性を確保すること。

2 配送・設置・接続

機器の設置に関しては、採択後に、関係部署を交えた協議を実施し詳細を決定するものとする。

3 参加資格 実施要領のとおり

4 調達台数

- ・ 本入札に伴う契約は、本共同調達の対象自治体とおこなうこと。なお、当該自治体の議会において議決を得たときに、本契約としての効力を生ずるものとし、予算が否決された場合は、契約行為について効力は発生しないものとする。
- ・ 台数については、令和 7 年 10 月 1 日現在の見込数量であるため変動することが予想されます。
- ・ 業者決定後は、契約は教育委員会毎に契約することとする。また、事前に確認した上で納品すること。
- ・ 契約時の台数の増減に対して、本事業で決定した内容を同じ単価で対応すること。
- ・ 変更になる場合は、兵庫県教育の情報化推進協議会事務局、納入予定の自治体及び受託事業者が別途協議の上、決定するものとする。

V 提出物

1 提出項目(企画提案時) 実施要領のとおり

(様式 8)「企画提案書チェックシート」に示す項目に沿った企画提案書を提出すること。ただし、(様式 8) 関係書類、(様式 9) 他自治体における導入実績報告書は、企画提案書とは別に提出すること。

2 納入後の提出物

- (1) 導入したハードウェア及びソフトウェアの一覧
- (2) ハードウェアの設置先及び製品型番・製造（シリアル）番号のリスト
- (3) ソフトウェアのパッケージ又はライセンス(学校には置かないこと)
- (4) 設計情報(完成図書)
- (5) ソフトウェア等の操作マニュアル
※ソフトウェア操作マニュアルは児童生徒用も含め作成すること
- (6) 連絡体制図
- (7) サポート体制図

VI その他

I 審査の方法等

審査の方法は、企画提案書、プレゼンテーションの内容に価格を加え総合的に行う。
なお、プレゼンテーション開催の日時・場所等の詳細は別途通知する。

別表 調達台数等一覧表

	自治体名	納品期限		整備台数(台) (予備機除く)	予備機(台)	既存MDM	MDM	初期設定作業	配送作業	支払区分
1	相生市	令和8年	8月 末	1,817	103	Chrome Education Upgrade	Google GIGA License	○	○	購入
2	赤穂市	令和8年	7月 末	2,956	443	Chrome Education Upgrade		○	○	購入
3	小野市	令和8年	8月 末	3,606	125	Chrome Education Upgrade		○	○	購入
4	丹波篠山市	令和8年	8月 末	2,722	409	Chrome Education Upgrade		○	○	購入
5	加東市	令和8年	8月 末	1,221	29	Chrome Education Upgrade		○	○	購入
計				12,322	1,109					

附属機関等委員の委嘱及び任命について

下記附属機関等の委員の委嘱及び任命について、別紙のとおり報告します。

令和8年5月27日提出

加東市教育長 藤 原 路 寛

記

- 1 加東市学校給食センター運営委員会委員・・・・・・・・・・資料1
- 2 加東市ひょうご放課後プラン事業運営委員会・・・・・・・・・・資料2
- 3 加東市学校保健会委員・・・・・・・・・・資料3
- 4 加東市部活動あり方検討委員会委員・・・・・・・・・・資料4
- 5 加東市教育委員会医療的ケア運営協議会委員・・・・・・・・・・資料5

令和 8 年度加東市学校給食センター運営委員会委員名簿

任期 令和 8 年 5 月 30 日から令和 9 年 5 月 29 日まで

	役職名	氏名	備考
1	学校医代表	森下 智行	1 号委員
2	学校薬剤師代表	北吉由紀子	2 号委員
3	健康福祉事務所代表	芦田 愛子	3 号委員
4	学校長代表	小林 美穂	4 号委員
5	学校 P T A 代表	藤原 幸	5 号委員
6	学校 P T A 代表	山田 彩	5 号委員

令和8年度 加東市ひょうご放課後プラン事業運営委員会 委員名簿

(任期: 令和8年4月1日～令和9年3月31日)

No.	氏 名	役職	所 属 等
1	藤原 良二	委員	小学校校長会代表(社会学園小学校)
2	石田 浩一	委員	加東市連合PTA代表
3	荒木 勉	委員	加東市社会教育委員
4	赤松 幸子	委員	兵庫教育大学ボランティアステーション 指導員
5	金川 昭信	委員	社地域コーディネーター
6	小林 義一	委員	やしろ教室 社教室責任者
7	青山 恵子	委員	滝野地域コーディネーター／たきの教室スカイピア教室責任者
8	岡本 恵子	委員	たきの教室 北野教室責任者
9	藤尾 桂子	委員	たきの教室 下滝野教室責任者
10	岡崎 直也	委員	たきの教室 高岡教室責任者
11	田尻 由庫	委員	東条地域コーディネーター
12	小林 由美	委員	とうじょう教室 東条教室責任者

令和8年度 加東市学校保健会 委員

(任期)令和8年5月1日～令和9年3月31日

	氏名	役職	備考
1	西 邑 雅代	加東健康福祉事務所	健康福祉事務所 健康管理課課長
2	井上 聡	社学園中学校 校長	保健担当校長
3	大富 高幸	PTA代表	PTA代表 (滝野東小PTA会長)
4	上田 勇輝	小学校 代表	小学校保健担当
5	高崎 心	中学校 代表	中学校保健担当
6	下内 瞳	小学校養護担当	社学園小学校
7	石井 典子	中学校養護担当	東条学園小中学校
8	江島 芽依	学校給食センター 栄養教諭	栄養担当

令和8年度加東市部活動あり方検討委員会委員名簿

	氏名	所属	役職
1	森田 啓之	兵庫教育大学大学院	教授
2	常峰 孝司	加東市文化連盟	常任理事
3	竹内 守男	加東市スポーツ協会	会長
4	東嶋 正一	スポーツクラブ21加東市連絡協議会	会長
5	石田 れい子	加東市スポーツ少年団本部	本部長
6	東谷 文彰	加東市スポーツ推進委員会	委員長
7	中原 寿衛	加東市連合PTA	副会長
8	藤原 路寛	加東市教育委員会	教育長
9	井上 聡	加東市立社学園中学校	校長
10	岡 浩次郎	加東市立社学園中学校	教諭
11	桂 弘文	加東市立滝野中学校	教諭
12	松本 美咲	加東市立東条学園小中学校	教諭
事務局	長田 徹	教育委員会教育振興部	部長
事務局	近澤 孝則	教育委員会こども未来部	部長
事務局	森本 恭央	教育委員会こども未来部学校教育課	参事兼課長
事務局	郡 龍仁	教育委員会部活動改革推進室	室長
事務局	松本 裕介	教育委員会生涯学習課	課長
事務局	石井 真史	教育委員会学校教育課	主任
事務局	岸本 善仁	教育委員会部活動改革推進室	主査

令和8年度 加東市教育委員会医療的ケア運営協議会 委員

任期:令和8年5月1日から令和9年3月31日まで

	氏名	所属	設置要綱第3条
1	高野 美由紀	国立大学法人 兵庫教育大学大学院	第1号
2	津田 雅世	一般社団法人 小野市・加東市医師会	第2号
3	浜口 大介	兵庫県保育協会 加東支部	第4号
4	有藤 沙規	加東市民病院	第3号
5	小紫 遥菜	加東市社会福祉課	第4号
6	原 英孝	加東市学校教育課	第4号
7	出井 美穂	加東市こども教育課	第4号

加東市小中学校給食費支援金交付要綱の全部を改正する要綱制定（要旨）

1 改正理由

国の学校給食費の抜本的な負担軽減（いわゆる給食無償化）の開始により、公立小学校・義務教育学校（前期課程）の給食費に市費からの支援が不要となるため、要綱の全部を改正するものである。

2 改正内容

- (1) 趣旨を改めること。（第 1 条関係）
- (2) 対象の児童生徒の要件について、改めること。（第 3 条関係）
- (3) 文言を改めること。（第 4 条関係）
- (4) 支援金の額について、支給額の根拠を明らかにし、アレルギーその他疾患、不登校、宗教上の配慮及び教育支援センターに関する文言を追加すること。（第 5 条関係）
- (5) 支援の可否を決定し、期間ごとに支給決定額を通知すること。（第 8 条関係）
- (6) 不要な文言・条文・様式を削ること。（第 2・6・7・8・10・11 条関係）

3 施行期日 令和 8 年 4 月 1 日

加東市告示第 4 4 号

加東市小中学校給食費支援金交付要綱を次のように定める。

令和 8 年 3 月 3 1 日

加東市長 岩 根 正

加東市小中学校給食費支援金交付要綱

加東市小中学校給食費支援金交付要綱(令和 5 年加東市告示第 8 4 号)の全部を改正する。

(趣旨)

第 1 条 この告示は、保護者の経済的負担を軽減するため、学校給食費に相当する額の支援金を交付することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 支援金 市が支給する加東市小中学校給食費支援金をいう。
- (2) 保護者 学校教育法(昭和 2 2 年法律第 2 6 号)第 1 6 条に規定する保護者で、次条に規定する対象児童生徒を現に監護し、かつ、これと生計を同じくするものをいう。
- (3) 学校給食 学校給食法(昭和 2 9 年法律第 1 6 0 号)第 3 条第 1 項に規定する学校給食をいう。
- (4) 学校給食費 学校給食法第 1 1 条第 2 項に規定する学校給食費をいう。

(対象児童生徒の要件)

第 3 条 支援金の支給の対象となる児童生徒(以下「対象児童生徒」という。)は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 加東市学校給食センター規則(平成 1 8 年加東市教育委員会規則第 1 8 号。以下「給食センター規則」という。)第 9 条第 3 項に規定する学校給食を受けた児童生徒以外の者
- (2) 次のア又はイのいずれかに該当する者

ア 市立小中学校・義務教育学校に在籍し、学校給食に代わる食事を持参する者

イ 国公立小中学校・義務教育学校・特別支援学校の中学部に区域外就学している者

2 前項に規定する者のほか、市長が必要と認めた者は、対象児童生徒とする。

(受給対象者の要件)

第 4 条 受給対象者は、支援金の支給を受けようとする年度の 4 月 1 日から 3 月 3 1 日まで

の間に市の住民基本台帳に記録されている者（配偶者その他親族からの暴力等を理由に避難しているため、市の住民基本台帳に記録されていない場合は、支援金の支給を受けようとする年度の4月1日から3月31日までの間に市内に居住している者）で、対象児童生徒の保護者とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者には、支援金を支給しない。
 - (1) 加東市教育委員会就学援助規則（平成18年加東市教育委員会規則第19号）第4条第1項第7号の学校給食費の就学援助を受けている者
 - (2) 特別支援学校の中学部に在籍する者の保護者で、特別支援学校への就学奨励に関する法律施行令（昭和29年政令第157号）第2条第1号に該当するもの
 - (3) 国又は他の地方公共団体の負担において学校給食費の全部の給付を受ける者
- 3 第6条第1項に規定する支援金の申請後、これに対する支給が行われるまでの間に受給対象者が死亡した場合は、当該受給対象者が監護する対象児童生徒に係る支援金の支給を受けるものとして市長が適当と認める者に対して当該支援金を支給する。

（支援金の額等）

第5条 支援金の額は、支援金の支給を受けようとする年度に発生した学校給食費とし、1月に16を乗じて得た数に給食センター規則第9条第1項に規定する額を乗じて得た額を上限とする。

- 2 アレルギーその他の疾患、不登校、宗教上の配慮が必要なため恒常的に学校給食を喫食できないことにより学校給食を停止した場合は、非喫食の期間月数（1月に満たない端数があるときは、これを切り捨てた月数）に16を乗じて得た数に給食センター規則第9条第1項に規定する額を乗じて得た額を支援金の額とする。

（支援金の申請）

第6条 支援金の支給を希望する受給対象者（以下「支給申請者」という。）は、次に掲げる事項を記載した文書により市長に申請しなければならない。

- (1) 支給申請者の氏名及び住所
 - (2) 対象児童生徒の氏名及び生年月日並びに在籍する学校の名称及び学年
 - (3) 支援金の支給の可否及び額の確定に当たり、必要な情報を対象児童生徒が在籍する学校及び教育支援センターに調査することに同意する旨
- 2 前条第2項に規定する場合において、第1項の規定により申請するときは、学校生活管理指導表等の学校給食の提供を受けられないことが分かる書類を提出しなければならない。
 - 3 申請期限は、支給を受けようとする年度の翌年度の4月10日とする。ただし、特別の事情があると市長が認めた場合は、この限りではない。

（支援金の代理受領）

第7条 前条の規定にかかわらず、受給対象者は、支援金の請求、受領及び精算に関する権限について、対象児童生徒が学校給食の提供を受ける学校の学校長又は地方公共団体の長

に委任することができる。

2 前項の規定により委任をする受給対象者は、次に掲げる事項を記載した文書により、別に定める日までに市長に申請しなければならない。

- (1) 委任をする受給対象者の氏名及び住所
- (2) 対象児童生徒の氏名及び生年月日並びに在籍する学校の名称及び学年
- (3) 学校長又は地方公共団体の長に支援金の請求、受領及び精算について委任する旨

3 市長は、前項に規定する申請を受理したときは、その内容を学校長又は地方公共団体の長に通知するものとする。

4 第1項の規定による委任を受けた学校長又は地方公共団体の長（以下「代理受領者」という。）は、次に掲げる事項を記載した文書を市長に提出するものとする。

- (1) 学校又は地方公共団体の名称及び所在地
- (2) 代理受領者の氏名及び連絡先電話番号
- (3) 対象児童生徒の人数及び支援金の合計額
(支給の可否の決定)

第8条 市長は、第6条第1項又は前条第4項の規定により申請を受理したときは、速やかにその内容を審査の上、支給の可否を決定し、支給の決定をした者には次に掲げる期間ごとの支給決定額を記載した文書により通知し、不支給の決定をした者にはその理由を記載した文書により通知する。

- (1) 第1学期 4月から7月まで
- (2) 第2学期 9月から12月まで
- (3) 第3学期 1月から3月まで

2 市長は、支援金の支給の決定（以下「支給決定」という。）を行ったときは、支給申請者又は代理受領者に対し、支援金を支給するものとする。

（支援金の辞退等）

第9条 受給対象者から第6条第3項の申請期限までに同条第1項の規定による申請又は第7条第2項に規定する日までに同項の規定による申請が行われなかった場合は、当該受給対象者が支援金を受けることを辞退したものとみなす。

2 市長が支給決定を行った後、第6条第1項の規定による申請の不備等による振込不能があり、確認等に努めたにもかかわらず、当該申請等の内容の補正が行われないことその他支給申請者の責に帰すべき事由により支援金の支給を受けようとする年度の翌年度の5月10日までに支援金の支給が完了できなかった場合は、当該申請は取り下げられたものとみなす。

（支給決定の取消し）

第10条 市長は、支給決定を行った後若しくは支援金を支給した後に受給対象者の要件に該当しないことが判明した者又は偽りその他不正の手段により支援金の支給を受け、若しくは支給を受けようとした者に対し、当該支給決定の全部又は一部を取り消すことができる。

2 市長は、前項の規定により支給決定を取り消したときは、その旨を記載した文書により通知するものとする。

(支援金の返還)

第11条 市長は、前条第1項の規定により支給決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分について、既に支援金を支給しているときは、期限を定めて、文書によりその返還を命じるものとする。

(受給権の譲渡又は担保の禁止)

第12条 支援金の支給を受ける権利は、譲り渡し、又は担保に供してはならない。

(その他)

第13条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の日前に提供を受けた学校給食（同日前に学校給食に代わり自ら用意し学校又は教育支援センターで喫食した食事を含む。）に係る加東市小中学校給食費支援金については、なお従前の例による。

加東市教育委員会 後援名義使用許可事業一覧表

(対象期間 R7.7.16～R7.8.15)

文書 番号	許可日	決 定	開催期間	事業名	団体名
21	R8.4.2	許 可	R8.8.2	みんな集まれ コスミックひろば	特定非営利活動法人 新しい風かとう
39	R8.4.8	許 可	R8.6.14	講演会「脳の不思議と子どもの発達」	あんりゅ
45	R8.4.9	許 可	R8.6.13 ～ R9.3.31	やしろの森サイエンスクラブ(6月、9月、12月、 3月の4回)	原体験教育研究会
44	R8.4.9	許 可	R8.4.11 ～ R9.5.13	四季を感じるふるさと体験(春、夏、秋、冬の4回)	原体験教育研究会
40	R8.4.9	許 可	R8.7.12	第20回加東プラスフェスタ2026	公益財団法人加東文化 振興財団
55	R8.4.15	許 可	R8.5.6 ～ R8.10頃	加東エコ隊有機野菜栽培同好会へのお誘い	加東エコ隊(事務局 加東市生活環境課)
57	R8.4.10	許 可	R8.6.20	2026年度日本学生オリエンテーリング選手権大会 スプリント競技部門 関西・東海・中九四地区代表選 考会	関西学生オリエンテー リング連盟
84	R8.4.20	許 可	R8.8.30	第27回全日本空手道ジュニア新人育成選手権大会	拳武会館
87	R8.4.27	不 許 可	R8.7.19	「ピタゴラロボット」プログラミング体験	にこサポ
107	R8.5.8	許 可	R8.7.25	あきんどキッズ2026	加東市商工会青年部
116	R8.5.7	許 可	R8.6.13	第40回北播中学校吹奏楽祭	北播吹奏楽連盟
118	R8.5.12	許 可	R8.8.2	『夢見る小学校完結編』上映会&交流会	トーキョーコーヒー だんない
124	R8.5.13	許 可	R8.7.5	ワークショップコレクション ゲームプログラミン グ・お買い物・おしごと編	みらいの学びフェス ティバル製作委員会

許 可	12
不許可	1
取 消	0
申請件数合計	13

＜令和8年度認定こども園・保育所等利用状況（受託除く）＞（R8.4.1現在）

令和8年4月の入所児童数は前年度比で26人減の1,223人となりました。これは、市内の就学前児童数（0-5歳児）が前年度比で減少（△89人）したことや市外の施設を利用する児童数が減少（△12人）したことが主な原因と考えます。

また、こども家庭庁の「保育所等利用待機児童数調査要領」に基づく令和8年4月1日現在の保育所等利用待機児童数は1歳児1人、入所保育児童数は40人（0歳児7人、1歳児25人、2歳児6人、3歳児2人）と、どちらの数値も増加しています。待機児童については、多様なこどもを預かるための保育士確保が困難であることが原因で発生し、保育児童は、仕事復帰等による1歳児の入所申込者が前年度より増加したことに加え、特定の園を希望される申込みが多かったことが主な原因で増加しています。

待機・保育児童に対しては、6月開所予定の小規模保育事業所「はな保育室やしろ」への入所変更案内を送付し、うち10人（0歳児1人、1歳児9人）が入所決定しました。

今後、保育士等の就労支援をはじめ、保育所・認定こども園の定員や規模、運営など保育体制の充実を図るため、市内園とも協議・検討し、待機児童や保育児童の解消に向けた保育の受け皿の確保に努めます。

【単位：人】

	認可定員	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	合計	R7年度 (R7年度比較)	R6年度 (R6年度比較)	備 考
加 東 み ら い こ ど も 園	288	7	38	42	48	59	60	254	△ 13	267	38 216
泉 こ ど も 園	90	0	11	14	24	20	23	92	△ 6	98	1 91
正 覚 坊 こ ど も 園	95	0	10	12	11	15	17	65	△ 5	70	△ 10 75
東 古 瀬 こ ど も 園	75	1	8	9	11	15	17	61	0	61	△ 1 62
三 草 こ ど も 園	95	1	12	15	16	22	19	85	5	80	2 83
た き の 愛 児 園	105	3	12	15	21	29	17	97	4	93	3 94
加 茂 こ ど も 園	100	0	9	11	23	23	26	92	△ 7	99	△ 12 104
河 高 こ ど も 園	80	1	9	15	21	22	22	90	3	87	8 82
高 岡 育 児 園	75	2	12	16	18	11	19	78	9	69	3 75
東 条 こ ど も 園	100	0	10	11	22	28	28	99	△ 7	106	△ 5 104
秋 津 こ ど も 園	56	0	7	9	14	17	17	64	△ 4	68	0 64
椿 山 保 育 園	80	0	7	12	7	11	13	50	2	48	△ 1 51
さ く ら 保 育 園	60	0	9	3	8	6	10	36	6	30	2 34
小 計	1,299	15	154	184	244	278	288	1,163	△ 13	1,176	28 1,135
委託(市外施設利用)		2	10	6	7	18	17	60	△ 13	73	△ 29 89
合 計		17	164	190	251	296	305	1,223	△ 26	1,249	△ 1 1,224
R7年度比較 △ 13 17 △ 1 △ 39 △ 9 19 △ 26											

＜令和8年度アフタースクール利用状況＞（R8.4.1現在）

加東市放課後児童健全育成事業（アフタースクール）は、市内4校区で実施し、令和8年4月1日時点で、利用児童数は前年度比で12人増の528人、待機児童数は0人という状況です。低学年になるにつれ利用者割合は高くなっていますが、近年では4年生以上の利用も増加傾向にあります。また、長期休業中の利用で待機児童が発生していることから、利用状況の確認や入所基準の見直しなども含めた保育の必要性について協議・調整し、保護者の就労と子育ての両立を支援します。

さらに、子どもの安全と健全な育成を図るため、施設の環境整備などの適正な維持・管理を行うとともに、多様な児童を適切に保育するため、研修や補助金の交付等により支援員等の資質向上に努めます。

【単位：人】

	定員	1年生	2年生	3年生	4年生	5年生	6年生	合計	学校別利用者割合	R7年度 (R7年度との比較)	備 考
やしろな かよしくらぶ	280	87	73	52	31	19	2	264	32.7%	11	253
滝野東小学校クラブ	144	33	41	23	29	10	2	138	27.3%	△ 6	長期休業中利用予定数 147人(5/15時点)
滝野南小学校クラブ	36	9	5	7	1	0	0	22	22.2%	3	19
東条げんきクラブ	129	32	29	21	13	8	1	104	26.8%	4	100
合 計		161	148	103	74	37	5	528	29.3%	12	516

R7年度との比較 △ 13 26 △ 23 16 16 △ 10 12
 学年別利用者割合 56.9% 49.2% 35.6% 21.8% 12.3% 1.7% 29.3%

令和8年度 図書館の利用状況（2026年4月末現在）

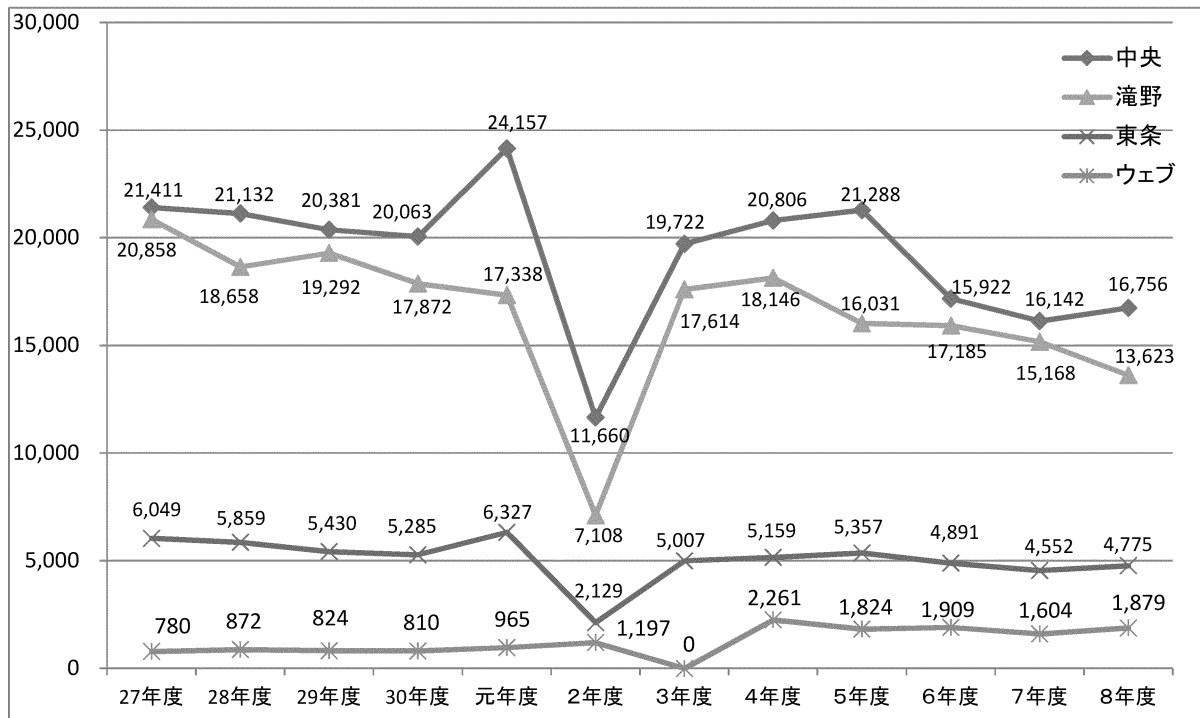
■ 4月の利用状況

館 名	登録者数	利用者数			予約件数	貸出点数			開館日数
		7年度	8年度	増減比		7年度	8年度	増減比	
中央	49	3,049	3,267	7.1%	552	16,142	16,756	3.8%	26
滝野	18	2,367	2,258	-4.6%	363	15,168	13,623	-10.2%	24
東条	9	764	784	2.6%	175	4,552	4,775	4.9%	24
ウェブ		1,604	1,879	17.1%	3,556	1,604	1,879	17.1%	
合計	76	7,784	8,188	5.2%	4,646	37,466	37,033	-1.2%	

■ 4月の利用状況

館 名	登録者数	利用者数			予約件数	貸出点数			開館日数
		7年度	8年度	増減比		7年度	8年度	増減比	
中央	49	3,049	3,267	7.1%	552	16,142	16,756	3.8%	26
滝野	18	2,367	2,258	-4.6%	363	15,168	13,623	-10.2%	24
東条	9	764	784	2.6%	175	4,552	4,775	4.9%	24
ウェブ		1,604	1,879	17.1%	3,556	1,604	1,879	17.1%	
合計	76	7,784	8,188	5.2%	4,646	37,466	37,033	-1.2%	

■ 4月の年度別貸出冊数グラフ



かとうのこんだて

加東市教育委員会
加東市学校給食センター
TEL(0795) 42-0074
FAX(0795) 42-5591

「子育てしやすいまち加東」
加東市立小中学校、義務教育学校に通学するすべての児童生徒の給食費を無償としています。

6月の給食のテーマ
よくかんで食べる
習慣を身につけよう！

日	主食	牛乳	こんだてめい	赤のなかま おもに体をつくるものになる	黄のなかま おもにエネルギーのもとになる	緑のなかま 体の調子をととのえる	栄養摂取量 () 内は中学生		
							1人1日 kcal	たん白質 g	
1月	うめちりごはん	○	たまねぎのみそしる とりにくのたつたあげ うみとはけのサラダの ドレッシングあえ	ぎゅうにゅう とうふ、あぶらあげ、わかめ、みそ とりにく まぐろあぶらづけ、ひじき	うめちりごはん でんぶ、あぶら、ごま、さとう ごまあぶら、オリーブあぶら	たまねぎ、にんじん にんにく、しょうが キャベツ、スイートコーン	592 (764)	26.6 (35.0)	
2火	ごはん	○	にくどうふ さわらのみそたれかけ ごまじやこサラダ	ぎゅうにゅう ぶたにく、やきどうふ さわら、みそ しらすぼし	ごはん さとう、でんぶ、あぶら ごま、ごまあぶら	にんじん、たまねぎ、しめじ しょうが、ねぶかねぎ キャベツ	605 (771)	28.8 (35.5)	
3水	こくとうパン	○	しろいんげんまめのスープ にくだんごのケチャップに やさしいサラダ	ぎゅうにゅう ポークハム しろいんげんまめのピューレ にくだんご	こくとうパン さとう、でんぶ オリーブあぶら	たまねぎ、にんじん スイートコーン、パセリ キャベツ、ズッキーニ	587 (770)	25.4 (32.6)	
4木	歯と口の健康週間 ごはん	○	ユッケジャン タツカンジョン 小2こ 中3こ ちゅうかツナサラダ	ぎゅうにゅう ぶたにく、けいらん とりにく まぐろあぶらづけ、わかめ	ごはん さとう、ごま、ごまあぶら でんぶ、あぶら	にんじん、たまねぎ、にら にんにく、ほししいたけ きりぼしだいこん、ほうれんそう	597 (776)	26.9 (35.1)	
5金	歯と口の健康週間 ごはん	○	ちくぜんに ニシンのやくみじょうゆかけ さんしよくのおかかあえ	ぎゅうにゅう とりにく、さつまあげ にしん かつおぶし	ごはん じゃがいも、さとう ごま、でんぶ	こんにゃく、にんじん、ごぼう ほししいたけ、れんこん にんにく、しょうが、ねぎ、ゆず ブロッコリー、スイートコーン	619 (767)	27.3 (31.8)	
8月	歯と口の健康週間 ごはん	○	とうふのみそしる あじフライのソースかけ くきわかめのきんぴら さつまいもチップス	ぎゅうにゅう かまぼこ、とうふ、みそ あじのごめこフライ くきわかめ、ぎゅうにく、さつまあげ	ごはん あぶら、さとう、ごまあぶら さつまいもチップス	にんじん、たまねぎ えのき、ねぎ こんにゃく、ごぼう	622 (788)	21.8 (26.5)	
9火	歯と口の健康週間 ごはん	○	やくししやも 小2び 中3び わふうサラダ のりふりかけ	ぎゅうにゅう とりにく、ちくわ、だいず ししやも、チキンハム、わかめ のりふりかけ	ごはん じゃがいも、さとう オリーブあぶら ごまあぶら、ごま	にんじん、こんにゃく れんこん キャベツ、ズッキーニ	600 (774)	26.3 (33.4)	
10水	歯と口の健康週間 パン	○	ミネストローネ ポテトとおこめのチキンカツ ブロッコリーとれんこんのマリネ	ぎゅうにゅう ベーコン チキンカツ	コッペパン じゃがいも、さとう あぶら オリーブあぶら	にんじん、たまねぎ、キャベツ パセリ、トマトピューレ ブロッコリー、れんこん	596 (760)	27.3 (33.0)	
11木	かとう夢プラン もちむぎごはん	○	かとうしさんやさいカレー ライスパスタサラダ あじさいゼリー	ぎゅうにゅう ぶたにく チキンハム	もちむぎごはん じゃがいも、ライスパスタ、ごま さとう、ごまあぶら あじさいゼリー	たまねぎ、にんじん ズッキーニ、にんにく キャベツ、スイートコーン	620 (794)	21.0 (26.1)	
12金	ごはん	○	ビーフンスープ やきぎょうざ 小2こ 中3こ ホイコーロー	ぎゅうにゅう ベーコン ぎょうざ ぶたにく、みそ	ごはん ビーフ、さとう、ごまあぶら ごま、でんぶ	にんじん、たまねぎ ほししいたけ、ねぎ しょうが、キャベツ ピーマン、にんにく	592 (776)	20.4 (25.3)	
15月	ごはん	○	ふくめに ハンバーグのソースかけ さんしよくのごまあえ	ぎゅうにゅう とりにく、ちくわ こうやどうふ、あつあげ チキンとポークハンバーグ	ごはん さとう ごま	にんじん、こんにゃく ブロッコリー、スイートコーン	647 (814)	28.9 (35.3)	
マークの日は、かとう夢プランの日です。 マークの日は、かみかみメニューの日です。 マークの日はスプーンがあります。 ※太字の食品は、加東市産・兵庫県産を使用する予定です。 ※物資等の都合により、献立を変更する場合があります。							今月の平均栄養価	619 (792)	25.3 (31.4)

6月4日～6月10日は「歯と口の健康週間」です。よくかんで食べることは、虫歯を予防するだけでなく、体に良い働きがたくさんあります。普段からしっかりかむことを意識しましょう。また、6月は国の「食育月間」、毎月19日は「食育の日」です。生涯にわたって健康に過ごすために、食についてしっかり学びましょう。

6月のかみかみメニュー

2日(火) ごまじやこサラダ
4日(木) 中華ツナサラダ
5日(金) 筑前煮
ニシンの
薬味醤油かけ
8日(月) 鯿フライの
ソースかけ
荳若布の金平
さつまいもチップス
9日(火) 五目煮
焼きししやも
10日(水) ブロッコリーと
蓮根のマリネ
19日(金) じゃこピーマン
22日(月) きんぴら大豆
26日(金) 五目豆



6月4日～10日は歯と口の健康週間です！！

6月4日～10日は、「歯と口の健康週間」です。生涯自分の歯でおいしく食べるためには、健康な歯が大切です。よくかんで食べると、食べ物が細かくみ砕かれ、だ液もたくさん出てきます。このだ液には、歯と口の中の健康を守る働きがあります。よくかんで食べると体にいいことがたくさんあります。健康な歯でよくかんで食べましょう。

★よくかむことのよいところ★

①虫歯を予防できる 	②消化・吸収をよくする
③あごが発達する 	④食べすぎを防ぐ

かとう夢プラン 楽しみのある学校給食特別メニュー 6月11日(木)「加東のめぐみたっぷり献立」

- ・もち麦ごはん
- ・加東市産野菜カレー
- ・あじさいゼリー
- ・牛乳
- ・ライスパスタサラダ

もち麦ごはんは、北播磨産のもち麦を使用しています。加東市で作られたじゃがいも、玉ねぎ、ズッキーニ、にんにくを使用した加東市産野菜カレーです。

加東市産

北播磨産

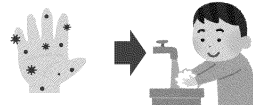
お米 じゃがいも 玉ねぎ ズッキーニ にんにく もち麦

日	主食	牛乳	こんだてめい	赤のなかま おもに体をつくるものになる	黄のなかま おもにエネルギーのもとになる	緑のなかま 体の調子をとのえる	栄養摂取量 () 内は中学生		
							1人1日* kcal	たん白質 g	
16 火	ごはん	○	ぶたじる だしまきたまごのあんかけ だいずとひじきのいために	ぎゅうにゅう ぶたにく、とうふ、あぶらあげ、みそ だしまきたまご、だいず ひじき、さつまあげ、ちくわ	ごはん さとう、でんぷん、あぶら	にんじん、だいこん ごぼう、こんにやく、ねぎ	605 (755)	26.2 (30.8)	
17 水	パン	○	ゴロゴロやさいのスープ たらフライのオーロラソースかけ フルーツしらたま	ぎゅうにゅう ベーコン たらのごめこフライ	コッペパン じゃがいも、あぶら ノンエッグマヨネーズ、さとう みかんゼリー、しらたまだんご	たまねぎ、にんじん ズッキーニ、キャベツ、パセリ パイン、もも、りんご、バナナ	678 (878)	23.5 (30.0)	
18 木	ごはん	○	にくとじゃがいものうまに キャベツつくねのてりやき わかめときゅうりのすのもの	ぎゅうにゅう ぶたにく、ちくわ キャベツつくね わかめ	ごはん じゃがいも さとう、でんぷん	しょうが、にんじん たまねぎ、いとこんにやく きゅうり	629 (794)	24.3 (29.4)	
19 金	げんりよう ごはん	○	かやくうどん たまねぎコロッケ じゃこピーマン	ぎゅうにゅう とりにく、かまぼこ しらすぼし、くきわかめ	ごはん、うどん たまねぎコロッケ、あぶら ごま、さとう、ごまあぶら	にんじん、たまねぎ ごまつな、ねぎ ピーマン、ごぼう	653 (816)	22.6 (27.2)	
22 月	ごはん	○	きのこのすましじる とりにくのゆずかりあげ きんぴらだいず	ぎゅうにゅう とうふ、かまぼこ とりにく ぶたにく、だいず	ごはん でんぷん、あぶら、さとう ごま、ごまあぶら	しめじ、しいたけ、えのき にんじん、ねぎ ゆず こんにやく、ごぼう	596 (767)	27.6 (36.1)	
23 火	ごはん	○	レタススープ やきシューマイ ピピンバ	ぎゅうにゅう ベーコン ポークシューマイ ぶたにく	ごはん じゃがいも ごまあぶら、さとう、ごま	レタス、たまねぎ、にんじん ぜんまい、にんにく ほうれんそう、もやし	618 (806)	25.2 (31.5)	
24 水	げんりよう パン	○	スパゲティラタウイユ チキンナゲット きゅうりとコーンのツナマヨあえ	ぎゅうにゅう ベーコン チキンナゲット まぐろあぶらづけ	コッペパン スパゲティ、オリーブあぶら さとう、ノンエッグマヨネーズ	ズッキーニ、たまねぎ、なす マッシュルーム、トマト ピーマン、トマトピューレ きゅうり、スイートコーン	613 (793)	27.7 (35.0)	
25 木	ごはん	○	ワントンスープ ハムステーキ やさいととうふのチャンプルー	ぎゅうにゅう とりにく ポロニアステーキ とうふ、ぶたにく	ごはん タンメン、ごまあぶら、さとう	ほししいたけ、にんじん たまねぎ、もやし ねぎ、キャベツ	604 (768)	28.2 (34.7)	
26 金	かとう和食 給食の日 ごはん	○	じゃがいもとわかめのみそしる さばのごまだれかけ ごもくまめ	ぎゅうにゅう かまぼこ、あぶらあげ わかめ、みそ さば、だいず	ごはん じゃがいも さとう、ごま、でんぷん	にんじん、たまねぎ、えのき れんこん、ごぼう、こんにやく	635 (804)	24.4 (29.8)	
29 月	げんりよう ごはん	○	キムチラーメン はるまき とりにくとごまつなの ちゅうかいため	ぎゅうにゅう ぶたにく、みそ はるまき とりにく	ごはん ちゅうかめん ごまあぶら、あぶら、でんぷん	にんじん、キャベツ、もやし にら、はくさいキムチ ごまつな、しめじ、たまねぎ	661 (868)	23.2 (29.1)	
30 火	ごはん	○	ハヤシライス ビーンズサラダのごまマヨあえ ヨーグルト	ぎゅうにゅう ぶたにく だいず、ひよこごめ、とりささみ ヨーグルト	ごはん ごま、さとう、ノンエッグマヨネーズ	たまねぎ、にんじん マッシュルーム、にんにく えだまめ、スイートコーン きゅうり	647 (814)	23.3 (27.8)	
マークの日は、 かみかみメニュー の日です。マークの日はスプーンがあります。 ※太字の食品は、 加東市産・兵庫県産 を使用する予定です。 ※物資等の都合により、献立を変更する場合があります。							今月の平均栄養価	619 (792)	25.3 (31.4)

各栄養摂取量は、
上段が小学校3・4年生
下段が中学校の数値です。

食中毒予防3原則と 学校給食

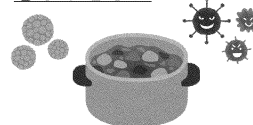
①つけない



料理をする時や食べる前
にはせっけんでよく手を洗う。

給食では、衛生管理上、肉と魚
を調理場で切ることはありません。
あらかじめ分量で切っていた
だいたいのものを納品してもらいます。

②ふやさない



料理を室温のまま放置し
ない。保存する時は、小分け
にして素早く温度を下げる。

35℃前後の生温かい温度は、
細菌が増えやすい危険な温度で
す！

③やっつける



生で食べるもの以外は十
分に加熱してから食べる。

給食では、サラダに使う野菜を
含め、原則すべての食材を加熱
しています。そして中心温度計を
使って内部までしっかり熱を通
たことを確認・記録しています。



6月は食育月間です！！

毎月19日「食育の日」です

(参照：農林水産省HP)



「食育」とは、生きる上の基本であり、知徳・徳育・体育の基礎となります。
様々な経験を通じて「食」に関する知識とバランスの良い「食」を選択する
力を身につけ、健全な食生活を実践できる力を育むことです。

食べることは生きることであり、健康な身体や心を育むことにつながります。
栄養バランスや食品ロス削減などについて、正しい知識を身につけましょう。

【食育ピクトグラム】

「食育」を多くの方に身近なものとして感じ、実践してもらうことを目的に
して、わかりやすいキャッチコピーとマークを組み合わせ、12個のピクトグラム
に表現されたものです。

1 みんなで楽しく 食べよう	2 朝ごはんを 食べよう	3 バランスよく 食べよう	4 太りすぎない やせすぎない	5 よくかんで 食べよう	6 手を洗おう
7 災害に そなえよう	8 食べ残しを なくそう	9 産地を 応援しよう	10 食・農の 体験をしよう	11 和食文化を 伝えよう	12 食育を 推進しよう

6月26日(金) かとう和食給食の日

- ・ごはん
- ・牛乳
- ・じゃがいもと若布の味噌汁
- ・鯖のごまだれかけ
- ・五目豆

加東市では、平成28年度より学期ごとに「かとう和食給食の日」を設け、
学校給食を通して和食の良さや魅力を子どもたちに伝えるために、和食給
食を提供します。日本で昔から食べられてきた「まごはやさしいわ」の食材
を使った献立です。

ま	ご	は	や	さ	し	い	わ
豆・豆類	ごま	発酵食品	野菜	魚類 (しいたけ等の)	きのこ類	いも類	海藻類

栄養教諭より

6月は、気温の変化が激しく、湿度も高いため、いつも元気に
過ごせていても体がだるく感じたり食欲がなくなったり、体調を
崩しやすい季節です。毎日を元気に過ごすためにも、早寝・早起き
を心がけ、生活リズムを整えていきましょう。

